

# Q&A 先月の技術相談から

## 知的財産権の活用について

Q： 林産試験場の所有特許等を個人（民間会社）で利用することができますか？できるとすると、どのような手続きが必要ですか。また、料金はいくらですか？

A： 林産試験場は、平成 22 年 4 月 1 日より 22 試験研究機関からなる北海道立総合研究機構（略称：道総研）の一員となりました。22 機関の特許・登録品種などは、北海道の所有から道総研の所有となりました。これらのうち道総研が単独で所有しているものは、道総研のホームページで公開しています。

<http://www.hro.or.jp/get/intellectual/>

林産試験場では 23 年 9 月 30 日現在、単独・民間企業との共有を含め、特許権 14 件、意匠権 3 件、品種登録 4 件を所有しています。林産試験場ホームページ・知的財産権一覧に掲載しています。

[http://www.fpri.hro.or.jp/gi\\_jutsujoho/tokkyo.htm](http://www.fpri.hro.or.jp/gi_jutsujoho/tokkyo.htm)

これらの特許等を利用するには、道総研と契約を結び利用料（実施料）を支払っていただく必要があります。

特許等の実施料＝基本額 × 実施料率 × 1.05

登録品種の実施料＝登録品種を利用して得た対価に相当する額 × 定率 × 1.05

注：実施料率等は、条件により変わります。

詳しくは、道総研の契約事務担当におたずねください。

契約事務担当：研究企画部研究企画グループ  
住所：札幌市北区北 19 条西 11 丁目 1 番地 9  
電話：直通 011-747-2809

### 【特許・意匠等の利用申請事務の流れ】

(1) 利用申請時に提出していただくもの（図-1 参照）

- ・特許等の共有者の同意書（共有特許の場合）
- ・実施許諾申請書
- ・契約書

(2) 実施料支払時に提出していただくもの（図-2 参照）

- ・実施状況報告書
- ・実施料支払（実施料＝基本額 × 実施料率 × 1.05）

### 【登録品種の利用申請事務の流れ】

(1) 利用申請時に提出していただくもの（図-3 参照）

（登録品種各書類のやりとりは、林産試験場企業支援部普及調整グループを経由して行います。）

- ・許諾申請書

- ・契約書
  - (2) 実施料支払時に提出していただくもの（図-4 参照）
  - ・実施状況報告書
  - ・実施料支払（定率と定額の場合があります。）
- 注：図は、手順の大まかな流れを示しています。

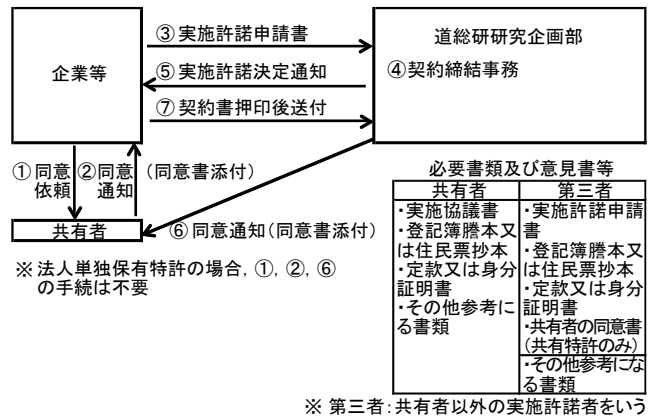


図1 特許・意匠等の利用申請手続

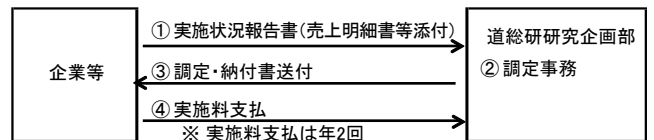


図2 特許・意匠等の利用における実施料支払手続

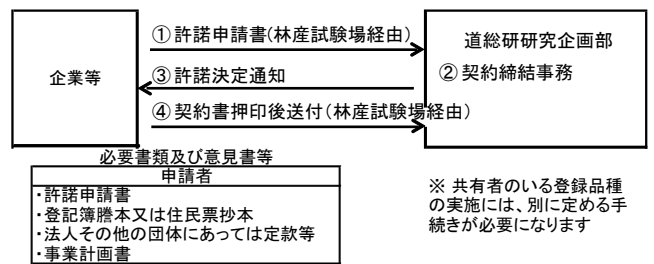


図3 登録品種の利用申請手続



図4 登録品種の利用における実施料支払手続

(企業支援部 普及調整グループ 鎌田正俊)